

高松市臨時福祉給付金の誤支給による公金支出に関する住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成28年2月2日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	神	内	茂	樹
同	佐	藤	好	邦

高松臨時福祉給付金の誤支給による公金支出に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求の受付

本件請求は、平成27年12月14日に受け付けた。

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（①最初の記者発表資料写し、②2回目の訂正版の記者発表資料写し、③臨時福祉給付金誤支給対象者へのお詫び文書写し）の記載によると、氏名不詳の高松市職員は、「高松市臨時福祉給付金」を過失により違法に誤支給をして、高松市に損害を与えたことは明らかである。高松市職員が故意又は過失により高松市に損害を与えた場合には、①地方自治法第243条の2第1項前段の規定、②同条第1項後段の規定による「高松市賠償責任を有する職員の指定に関する規則」又は③民法415条若しくは民法第709条の規定により高松市に対して賠償責任を負うのである。近年でも高松市住宅課職員が必要もないのに市営住宅用地の樹木の伐採を業者に違法に委託して高松市に損害を与えた事案でも、上記の法令の規定

に従い、高松市職員に賠償責任を認めたのである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記「高松市臨時福祉給付金」の誤支給に伴う本来必要のない費用（人件費、郵送料、事務用品費用その他の経費の損害）の支出について責任を有する者に対して、当該損害の補填を求めるほか、責任を有する職員の懲戒処分その他の必要な措置を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置

1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

2 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求に係る監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）の職員が、本来は支給すべきではない者に対して「高松市臨時福祉給付金」（以下「本件臨時給付金」という。）を支給した過誤を是正するために要する諸費用を公金から支出したことが、違法な公金の支出に該当するか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、市長に対し、その支出に責任を有する職員に同支出による損害を補填させるほか、懲戒処分その他の必要な措置を講じるよう勧告することを求めるというものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定により、請求人に対して、平成28年1月13日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からは、新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象局

本件監査対象局は、健康福祉局健康福祉総務課である。

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

本件監査は、監査対象局に事実照会するとともに、関係証拠書類の提出を受けて精査した上、市の担当職員に説明を求めるなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を認定した。

(1) 本件臨時給付金事業の概要

国は、平成25年10月1日の「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」の閣議決定により、平成26年4月1日に消費税率を5%から8%に引き上げることを確認したことに伴い、それによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげるため、7つの経済政策パッケージを決定し、デフレ脱却と経済再生に向けた道筋を確かなものにすることを示したが、その中で、消費税率引上げに当たっての対応の一つとして、消費税率引上げが低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対する適切な配慮を行うために打ち出された「簡素な給付措置」が、本件臨時給付金の支給事業である。

この「簡素な給付措置」は、社会保障の安定財源の確保等を図る税

制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「税制抜本改革法」という。）第7条第1号ハの規定に基づき暫定的・臨時的措置として実施するものであり、上記閣議決定における平成26年度の内容は、原則として市町村民税（均等割）を課税されていない者を支給対象者として、支給対象者一人につき10,000円（1年半分を1回の手続で支給）とし、特定の年金受給者と児童扶養手当等の受給者等には一人につき5,000円を加算するというものであるが、その他実施業務につき必要な事項は、厚生労働大臣が別に定めることとなっており、平成26年度と平成27年度ともに、それぞれ「臨時福祉給付金支給要領」（以下「支給要領」という。）を定めている。

その概要は、次のとおりである。

ア 平成26年度の支給要領

（ア） 支給対象者

本件臨時給付金は、平成26年1月1日（以下「基準日」という。）において、次の要件に該当する者に支給する。

- a 市町村の住民基本台帳に記録されている者（以下「支給要件①」という。）
- b 平成26年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（均等割）が課税されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（以下「支給要件②」という。）

ただし、当該市町村民税が課税されている者の扶養親族等で控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く（以下「除外事由」という。）。

- c 上記a及びbを具備していても、基準日において、次のいずれかに該当する者には、給付金を支給しない。（以下「不支給事由」という。）

- （a） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(b) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給者

(c) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者

(d) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護を受けている者

(e) 給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

d その他に児童・障害者等の取扱いに関する特例規定がある。

(イ) 支給額

a 支給額は、支給対象者1人につき1万円とする。

b 支給対象者のうち、次のいずれかに該当する者については、1人につきaの額に5千円を加算する。

(a) 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の平成26年3月分の受給権があり、かつ同年4月の年金の特例水準解消の影響を受ける者

(b) 児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の平成26年1月分の受給者

(ウ) 支給方法

a 申請及び支給の方法

給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基準日において、当該申請者を住民基本台帳に記録している市町村に対して支給の申請を行う。

ただし、基準日以前に住民票を消除されていた者であって、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転

出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をした者であって、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届をしたものなどの申請先は、要領においてそれぞれ定める市町村とする。

なお、申請は、郵送により、又は窓口において行う。

支給の申請を受けた市町村は、審査の上、支給を決定し、当該申請者が指定した口座への振込又は窓口における現金の交付により、給付金を支給するが、窓口における現金の交付による支給は、原則として、口座への振込による支給が困難である場合に限り行う。

b 申請受付開始日及び申請期限

市町村は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始するものとし、具体的な申請受付開始日は、市町村において決定する。

申請期限は、当該市町村における申請受付開始日から3か月とすることを基本とする。ただし、市町村の規模等によってこの期限で対応し難い場合には、申請受付開始日から3か月以上6か月以内を申請期限とすることができる。

イ 平成27年度の支給要領

平成27年度の支給要領も、その仕組みは、基本的に平成26年度の支給要領と同一であり、支給方法等の申請及び支給の方法には何ら変動がなく、支給対象者や支給額及び申請受付開始日の一部を、次のとおり変更した。

(ア) 支給対象者について

支給対象者を判別する基準日を、平成27年1月1日とする。

支給要件②の地方税法の規定による市町村民税が課税されていない者又は免除されている者の対象年度を平成27年度とし、それに伴い不支給事由等に定める各年月日を修正する。

(イ) 支給額について

支給額は、支給対象者1人につき6千円とし、加算の規定は全

面的に削除した。

(ウ) 申請受付開始日について

市町村は、給付金の支給について、可能な限り平成27年10月から速やかに開始するものとし、そのために、平成27年8月ないしは9月から申請受付を開始するものとする。具体的な申請受付開始日は、市町村において決定する。

(2) 本件臨時給付金支給事業の実施状況

ア 実施主体

本件臨時給付金は、国が暫定的・臨時的な措置として行うものであるが、その実施主体は、市町村（特別区を含む。）とされ、市町村が実施する給付事業の原資及びその実施に要する経費は、全て国が補助金を交付して賄うこととしており、市は、平成26年度と平成27年度の両年度にわたって、本件臨時給付金支給事業を実施している。

イ 市による本件臨時給付金支給事業の実務

市は、本件臨時給付金支給事業を円滑かつ確実に遂行するため、監査対象局健康福祉総務課内に、担当職員13人からなる臨時福祉給付金担当の班を編成し、その事務を各職員に分担させた上、限られた期間内に多量の事務を処理しなければならない制約があったため、外部委託により対応が可能な事務を専門業者に業務委託して実施した。

また、本件臨時給付金支給事業は、支給対象者を特定の範囲の者に限定して給付金を支給するものであるため、支給対象者となる者の要件を、住民基本台帳の記録状況・市民税の課税状況・生活保護受給状況・各種年金等受給状況などを複雑に取り入れて組み立てており、支給対象者となる者を決定する業務を的確に遂行するに当たっては、住民基本台帳関係部門はもとより、税務関係部門、福祉関係部門など市の関係部門の協力も必要であるところから、市においては、それら関係部門の担当職員も必要に応じて協力する体制を整えるとともに、本件臨時給付金支給事業の実施が、限られた期間内に、多数の市民を対象として、支給対象者に該当するか否かを迅速かつ適正に決定して遂行しなければならないものであったため、コンピューター処理を導入

する外はなく、それら関係部門の協力を得て、それら関係部門が職務上使用しているコンピューターシステムに内蔵されている個人データの中から、本件臨時給付金支給事業に必要なデータを抽出して提供を受け、この事業の遂行に必要なシステムを構築し、これを活用して、適正かつ円滑な業務を遂行する方針を立て、次のとおり事務処理を行った。

(ア) 市民に直接的に申請を促す取組

本件臨時給付金支給事業は、支給対象者からの申請に基づき、その可否を審査して、支給するものであるが、事業実施決定から実施までの周知や準備に要する期間が短かったため、市民全般に対する一般的な広報活動を行うだけでは、十分な周知の効果を挙げることはかなわず、支給対象者である可能性がある者に対して直接的に申請を促す取組をする必要があると考えられたため、市は、次のように対処をした。

a 一般的広報

市は、本件臨時給付金支給事業を実施するに当たり、市発行の広報紙「広報たかまつ」に本件臨時給付金支給事業の概要とその実施要領を掲載するとともに、市が開設しているホームページの「もっと高松」にも同内容の案内を掲載し、広く市民全般に事業の実施と、支給対象者と見込まれる人には、申請書を発送する旨を周知し、申請を促した。

また、市内各地域にあるコミュニティセンターに本件臨時給付金支給事業の広報用ポスター・チラシを配布し、その周知を図った。

b 支給対象者である可能性がある者に対する個別の周知措置

市の住民基本台帳に登録された人口は429,269人、世帯数は188,550世帯（平成26年1月1日現在）であり、その中から個別に支給対象者である者を抽出するには、膨大な費用と時間を要するばかりか、所定の期間内に事務作業を終えることは不可能なことであり、前述のとおり、コンピューター処理を考

えるほかはないところ、市には、住民記録等の処理を行うNEC製の住民記録システム（以下「住記システム」という。）、市税などの課税・納税などの処理を行う富士通製の税系システム、生活保護等の処理を行う生活保護・中国在留邦人等支援のIJC製のシステム（以下「生保等支援システム」という。）、児童扶養手当など福祉5法関連の処理を行うアイネス製の福祉保健系システムなどが構築され、それら事務がコンピューター処理されているので、市は、平成26年度の本件臨時給付金支給事業の実施に当たり、既存の上記各システムから必要データを取得し、それを活用して、本件臨時給付金支給管理用のシステム（以下「支給管理システム」という。）を構築して運用し、平成27年度は、そのシステムを同年度用に改変したものに構築し直して、活用することとした。

市は、こうして構築した支給管理システムを運用して、平成26年度と平成27年度の本件臨時給付金支給事業の申請受付開始日までに、各年度の本件臨時給付金の支給対象者である可能性がある者をリストアップし、平成26年度は84,403人、平成27年度は84,397人の支給対象者である可能性がある者を選び出し、その者又は世帯ごとに、本件臨時給付金支給事業の概要説明書と同給付金請求手続をとることを促すチラシに、同給付金支給申請書用紙を添えて郵送し、個別の周知措置を講じた。

（イ） 支給申請の受付

市による本件臨時給付金支給申請の受付開始日は、平成26年度が同年7月15日、平成27年度が同年9月24日であり、その申請期限は、平成26年度が同年10月15日（後に同月31日まで延長）、平成27年度が同年12月24日とした。

そして、その申請受理状況は、

平成26年度の申請者数が、 77,532人

平成27年度の申請者数が、 69,195人

であった。

(ウ) 審査

市は、平成26年度及び平成27年度の両年度にわたる本件臨時給付金の支給申請全件について、支給管理システムを内蔵したコンピューターの処理で、支給対象者に該当するか否かを審査するとともに、申請書自体の適否を個別に審査し、支給対象者と判定した者については、その支給金額を決定したが、その支給決定者の人数及び支給合計金額は、次のとおりである。

平成26年度は、75,010人、949,415,000円

平成27年度は、68,771人、412,626,000円

(エ) 審査結果の通知

市は、申請があり次第、順次審査し、その結果は、平成26年度と平成27年度ともに、その都度、支給決定・不支給決定の如何にかかわらず、順次、申請者に対して書面郵送により通知した。

(オ) 本件臨時給付金の支払

市は、給付決定通知をした本件臨時給付金については、その通知後、順次、速やかに申請人の指定した金融機関の預金口座に振り込むなどの方法により、申請人に支給した。

(3) 本件臨時給付金の誤支給

ア 本件臨時給付金の誤支給発生の認知状況

平成27年度の本件臨時給付金支給申請の受付期間中であつた平成27年11月6日に、申請書用紙の送付を受けた共稼夫婦の妻から、市に対して、自分は、市民税を課税されている夫の妻であり、夫の配偶者特別控除の対象者となっているので、支給対象者には該当しない旨を記載した申請書用紙が送付されてきたので、市が申請者に対して電話にて問い合わせをして、鋭意、調査検討したところ、次の事実が判明した。

一般的に、複数の子を有する共稼夫婦の妻の年間給与収入が103万円を超え141万円未満で、全ての子を夫の扶養親族として税務処理をした場合には、夫は配偶者特別控除を受け、妻は、市民税（均等割）の課税者となり、本件臨時給付金の支給については、支給要件②

を具備せず、不支給とされるものの、その妻が、複数の子のうち一人を妻の扶養親族とすれば、妻は非課税者となり、支給要件②の具備だけを見れば、支給対象者になり得ることになる。

しかし、その妻は、市民税が課税されている夫の配偶者特別控除における配偶者であるので、支給要件②の除外事由に該当し、支給対象者からは除外され、本件臨時給付金は、不支給となるが、本件臨時給付金の支給対象者を判別するための支給管理システムを構築する際に、その判別に必要な税務データ（配偶者特別控除の扶養関係を特定できるもの）を税系システムから抽出して支給管理システムに導入すべきであったのに、その抽出ができていなかったため、本来は、本件臨時給付金の支給対象者から除外されるべき配偶者特別控除の配偶者を支給対象者に含める過誤が生じる支給管理システムが構築され、その運用により、上記の事案が発生するに至ったものである。

市は、この調査検討の結果を踏まえて、直ちに税系システムに内蔵されている税務データから上記判別に必要なデータを抽出し、これを運用中の支給管理システムに導入して、支給管理システムを適正なものに改善させ、爾後の過誤発生防止に努めるとともに、上記共稼夫婦に調査結果を説明して詫び、それまでに事務処理した案件の中に同種過誤のものがないか調査することにした。

イ 本件臨時給付金誤支給の調査とその結果

市は、当初、配偶者特別控除の対象である配偶者で市民税が非課税の事案を抽出し、その全事案について、本件臨時給付金の支給対象者にならない「市民税が課税されている者の扶養親族（配偶者特別控除の配偶者）」に本件臨時給付金を誤って支給した事案がないかを個別に検証したところ、平成27年11月17日までに、次の誤支給があることが判明した。

(ア) 平成26年度は、同年8月19日から平成27年2月5日までの期間に、

誤支給者 286人、誤支給金額 金3,470,000円

(イ) 平成27年度は、同年10月15日から同年11月13日まで

の期間に、

誤支給者 180人、誤支給金額 金1,080,000円

その後、他に誤支給の事案がないか検討を続けたところ、配偶者特別控除の対象である配偶者が市民税を未申告の場合も、上記事案と同様の過誤が生じることを発見し、その過誤による誤支給の事案を調査検討した結果、平成27年12月4日までに、次の誤支給があることが判明した。

(ウ) 平成26年度分で、

誤支給者 35人、誤支給金額 金365,000円

(エ) 平成27年度分で、

誤支給者 16人、誤支給金額 金96,000円

従って、市が、平成26年度と平成27年度の両年度において、本来は、本件臨時給付金を支給すべきでなかった者に対して、誤って支給した事案の合計は、実人数にして合計451人、誤支給合計金額は5,011,000円となった。(なお、この実人数は、平成26年度と平成27年度の人数の合計数とは一致せず、少数になっているが、これは両年度にわたって重複して誤支給を受けているものが含まれているためである。)

また、誤支給事案の全支給決定事案に対する割合は、

平成26年度分で、人数が0.43%、金額が0.40%

平成27年度分で、人数・金額ともに0.29%

である。

ウ 本件臨時給付金誤支給の発生原因

本件臨時給付金の上記誤支給は、前記アで詳述したとおり、本件臨時給付金の支給対象者を判別するための支給管理システムを構築する際に、配偶者特別控除における配偶者についての支給要件や支給除外事由などの有無を適正に判断するのに必要な税務データ(配偶者特別控除の扶養関係を特定できるものや市民税申告の有無など)を税系システムから抽出して支給管理システムに導入すべきであったのににもかかわらず、これをしていなかったため、本来は、本件臨時給付金

の支給対象者から除外されるべき配偶者特別控除の配偶者を支給対象者に含める過誤が生じる支給管理システムを構築し、それをそのまま運用に供したことにあり、その支給管理システムを構築し、これを運用に供した者の責任如何が問題となる。

エ 本件臨時給付金支給事業に供した支給管理システムの構築・運用に関与した職員とその関与の状況

市による本件臨時給付金支給事業は、前記(2)のイで詳述したとおり、監査対象局の健康福祉総務課内に設置した臨時福祉給付金担当班が担当して実施したものであるが、その事業遂行に使用した支給管理システムの構築・運用を全権的に掌理していた者は、平成26年度当時、同班に属していて、電算システムの構築・運用事務を分掌していた健康福祉総務課長補佐（以下「担当課長補佐」という。）である。

担当課長補佐は、本件臨時給付金支給事業の初年度の事業を開始した当時の健康福祉総務課長補佐であり、本件臨時給付金の支出について健康福祉総務課長が有する専決権を代決する権限を有し、臨時福祉給付金担当班の事務分担表により、臨時福祉給付金事務の総括に関すること及び業務全体の進捗管理（電算システムの構築・運用・印刷）に関することなどの事務を担当していたものであり、本件臨時給付金の支給管理システムの構築及び運用供与は、専ら担当課長補佐が直接に関与し、自ら税系システム運用部門の市担当職員や取扱業者の従業員の協力により、税系システムに内蔵されていた個人の税務データの抽出・提供を受け、これを支給管理システムの構築・運用などの業務を委託した専門業者に指示して、支給管理システムに取り込ませ、支給管理システムを構築・運用させたものであり、その業務を遂行するに当たっては、全ての申請案件について、支給対象者に該当するか否かを適正に判別するのに必要な個人データを漏れなく取得し、そのデータを支給管理システムに組み込んで構築し、誤支給の過誤が生じない機能を有することを確認した上、これを運用に供すべき義務があるのに、これを怠り、誤支給に係る申請事案の支給対象者該当性を判別するのに必要な個人の税務データ（配偶者特別控除の扶養関係の特

定できるものなど)を税系システムから抽出して支給管理システムに取り込む措置をとらず、構築された支給管理システムが誤支給に係る申請事案にも適正に機能するか否かの検証をしないまま、これを運用に供させた過失により、誤支給に係る申請事案につき、本来は支給対象者に該当せず、不支給とすべき申請事案に、誤って支給対象者である決定をし、本件臨時給付金を支給する結果を惹起するに至ったものであり、この事務を担当した担当課長補佐には責められるべき過失があること自体は認めざるを得ないものがある。

そして、平成27年度の本件臨時給付金支給事業については、担当課長補佐は、人事異動により、その担当職務を離れたが、前記支給管理システムの上記欠陥をそのまま残し、その余の一部分を平成27年度用に修正しただけで、引き続き活用させたため、平成26年度と同様な誤支給が生じたものであるが、平成27年度の担当職員は、誤支給の事実が発覚するまでは、支給管理システムに何らの欠陥もなく、適正に機能しているものと信頼して、その運用を続けていたものであり、その信頼に不合理・不自然な点は認められず、他の担当職員に責任を問う事情も存在しない。

(4) 本件臨時給付金誤支給を是正するためにとった措置及びそれに要した諸費用

ア 本件臨時給付金誤支給を是正するためにとった措置

市は、本件臨時給付金に誤支給の事実があることが判明した段階で、既に誤って支給決定通知書を発送した申請者で、まだ給付金自体は支給していない者に対して、事情を説明した上、支給決定を取り消して、支給を止め、誤支給の拡大を防止するとともに、誤支給した相手方に対しては、個別に、市長名で平成27年11月18日付け「高松市臨時福祉給付金の誤支給について(お詫び)」と題する書面を送付した上、担当職員が個別に相手方を訪問するなどして、誤って支給した給付金相当額を市に返還して頂く依頼をし、平成28年1月29日に返還確認できたものは、平成26年度支給分は、321人中233人(72.6%)から金2,825,000円(全体の73.7%)、

平成27年度分は、196人中170人（86.7%）から金1,012,000円（全体の86.1%）であり、今後も同様に回収作業を続け、全額回収の予定である。

イ 本件臨時給付金誤支給を是正するために要した諸費用

市は、担当職員に時間外勤務を命じて、前記アで詳述した誤支給是正の業務を行わせているが、平成27年11月10日から同年12月6日までの間に、それに要した費用は、次のとおり公金から支出しており、今後も相当額の費用を要するものと推測しているため、その総額は増加する見込みである。

人件費（職員の時間外勤務手当相当額）	金 332,089円
消耗品費（お詫び文書・納入通知書発送添書）	金 538円
通信運搬費（お詫び文・納入通知書郵送料等）	金 73,432円
合 計	金 406,059円

(5) 本件臨時給付金誤支給に関する市の認識

市は、本件臨時給付金給付事業の遂行に当たり、コンピューター処理するために構築した支給管理システムに不備があったのに、それに気付かないまま運用の用に供し、本来は支給すべきでない市民に本件臨時給付金を支給する過誤を招来して、市民に迷惑をかけたことについて、誤支給の相手方と市民全般に深く詫び、誤って支給した本件臨時給付金相当額を返還するように依頼するとともに、同種事案の再発を防止することを誓約しており、支給管理システム構築を担当した職員やそれらの業務を統括する管理職員に、職務上の過失があったことを真摯に認めているが、その過失は重大なものとは認められないと判断しているため、それら職員に上記過失による損害を賠償すべき責任を問うことまでの認識はない。

2 監査委員の判断

(1) 本件臨時給付金誤支給の発生原因と担当職員の過失の有無及びその程度などについて

本件臨時給付金を誤支給した原因は、「監査により認められた事実」の(3)のア及びウで詳述したとおり、本件臨時給付金の支給対象者を

判別するための支給管理システムを構築する際に、配偶者特別控除における配偶者についての支給要件や支給除外事由などの有無を適正に判断するのに必要な個人の税務データ（配偶者特別控除の扶養関係を特定できるものや市民税申告の有無など）を税系システムから抽出して支給管理システムに導入していなかった不備によるものであり、その不備を招来したのは、「監査により認められた事実」の（３）のエで詳述したとおり、担当職員である担当課長補佐が、その職務上、全ての本件臨時給付金申請案件について、支給対象者に該当するか否かを適正に判別するために活用する支給管理システムを構築する際に、必要な個人データを漏れなく取得し、それを支給管理システムに組み込み、その支給管理システムがどのような支給申請事案にも適正に対応できることを確認した上、運用に供すべき注意義務があったにもかかわらず、これを怠り、誤支給に係る申請事案の支給対象者該当性を判別するのに必要な上記の税務データを税系システムから抽出して支給管理システムに取り込む措置をとらず、構築された支給管理システムが誤支給に係る申請事案にも適正に機能するか否かの検証を十分にしないまま、これを運用に供させた過失により惹起させたものであり、担当課長補佐に応分の過失があることが認められるが、他の担当職員には特段の過失は認められない。

そこで、担当課長補佐の過失の程度を検討するに、「監査により認められた事実」の（１）のア及びイで詳述したところから明らかなように、本件臨時給付金の支給対象者を認定する要件は、基本的に支給要件①の市町村の住民基本台帳に記録されている者と支給要件②の平成２６年度分の地方税法の規定による市町村民税（均等割）が課税されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されている者の二つの要件を具備することを要するとされており、簡明であるが、支給要件②には、当該市町村民税が課税されている者の扶養親族等で控除対象配偶者など税務申告で控除などの対象とされる者を除外する除外事由を設けたり、支給要件の①と②の要件を具備していても、生活保護法に規定する被保護者や一定の特別法

による支援・援護などを受けている者などには支給しないとする不支給事由を設けたりして、複雑に組み立てられており、その支給対象者を認定するためには、税務や福祉等に関する極めて高度な専門知識を要するような仕組みになっている上、支給申請者の状況も多種多様であるため、支給対象者の判定が極めて困難な事案が多く、全支給申請案件を限られた期間内に全て適正に判定することは難しい状況にあり、「監査により認められた事実」の(3)のイで明らかなように、全支給決定事案に占める誤支給分の割合が、平成26年度分で、人数が0.43%、支給金額が0.40%にすぎず、平成27年度は、支給申請期間中に誤支給の事実が認知されて是正されたため、人数・支給金額ともに0.29%に留まり、過誤の結果が比較的少数で、過誤の生じた範囲が限定されていることなどの事情を総合的に斟酌すると、担当課長補佐の上記過失の程度は、比較的軽く、ごく一般的な過失に留まるものであると判断する。

(2) 本件臨時給付金誤支給の是正措置のために要した諸費用と市担当職員の損害賠償責任について

本件臨時給付金の誤支給を受けた支給申請者は、本来は支給対象者に該当せず、本件臨時給付金の支給を受ける権利はないものであり、市の誤支給により不当な利益を受けたことになるので、その非はないものの、市が不当利得返還請求権を行使することに応じて、受給した本件臨時給付金相当額の利益を返還すべき債務がある。

そこで、市は、「監査により認められた事実」の(4)のア及びイで明らかにしたとおり、誤支給を是正するため、誤支給を受けた支給申請者に対し、誤支給相当額の不当利得返還請求を行って回収中であり、平成28年1月29日に確認できたものとして、平成26年度分では、誤支給額の73.7%に相当する金2,825,000円、平成27年度分では、誤支給額の86.1%に相当する金1,012,000円を回収しているが、平成27年12月6日の時点で、人件費・消耗品費・通信運搬費などで合計金406,059円の経費を要している。

これらの経費は、担当課長補佐の過失に基づく誤支給がなければ不

要のものであり、市がその過失により被った損害と言えるものである。

そこで、自らの上記過失により市に損害を与えた担当課長補佐について、上記損害の賠償をすべき責務があるか否かについて検討する。

法第243条の2第1項後段は、支出負担行為などの権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが、故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない旨を規定しているが、担当課長補佐は、本件臨時給付金の支出を命令する権限を有する担当課長の下で、高松市事務分掌条例（昭和53年高松市条例第40号）に基づく高松市事務分掌規則（昭和53年高松市規則第33号）により、上司の命を受け、担当課長を直接補佐して、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する業務を担っているものであり、高松市事務決裁規程（昭和42年高松市規程第18号）の規定により、課長が有する専決決裁権を代理決裁する権限を有し、高松市賠償責任を有する職員の指定に関する規則（平成23年高松市規則第3号）により、法第243条の2第1項後段に規定する損害賠償責任者に定められている。

従って、担当課長補佐が、故意又は重大な過失により、法令の規定に違反して、本来は支給対象者に該当しない者を誤って支給対象者と決定して、本件臨時給付金を支給することを決定し、市に損害を与えたときに、その損害を賠償する責任があるとされるものの、その過失が一般的なものに留まる限りは、その損害を賠償すべき責任はないものとされるものであり、前項で判断したとおり、本件臨時給付金の誤支給について、担当課長補佐に過失は認められるものの、その過失は一般的なものに留まり、重大な過失とは認め難いので、担当課長補佐には、上記損害を賠償しなければならない責務はないものと判断する。

なお、請求人は、本件につき、法第243条の2第1項の規定の適用だけでなく、民法（明治29年法律第89号）第415条若しくは同法第709条の規定の適用を主張しているが、法第243条の2第

1 項の規定は、民法第 4 1 5 条及び同法第 7 0 9 条の規定の特別法と言えるものであり、法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定が適用される事案に適用されるものではないと思料されるので、その主張は失当であると言わなければならない。

よって、誤支給担当職員に損害賠償責任があるという請求人の主張は、何ら理由がないものと判断する。

(3) 請求人が請求する懲戒処分その他の措置について

請求人は、本件臨時給付金誤支給につき過失がある市担当職員に対し懲戒処分などの措置を講じるよう市長に対して勧告するべきであると主張しているので、付言するに、法第 2 4 2 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民が住民監査請求において請求できる措置は、「当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきこと」であるとしているところ、市担当職員に対する懲戒処分は、その任命権者が、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）及び関係条例等の規定に基づき、必要に応じて適正な手続により行うべきものとされており、その運用は任命権者の専権・裁量に委ねられ、懲戒処分の要否やその程度などは、任命権者自身が諸般の事情を考慮して合理的な裁量の範囲内で判断・対処すべきものと言わざるを得ず、監査委員が立ち入るべき問題ではないと考えられ、法第 2 4 2 条第 1 項所定の措置のいずれにも該当しないものであることは明らかであり、その請求を認容することは到底できるものではないと思料されるので、請求人のこの点に関する主張は失当である。

以上検討のとおり、請求人の主張は、いずれも何ら理由がなく、失当であり、措置請求には理由がないものと判断する。